

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による一団地の区域……………一  
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
  - 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………一  
……………(環境局総務部環境政策課)……………一
  - 東京都環境影響評価条例による見解書……………六  
……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……………九
  - 指定居宅サービス事業者の廃止……………九  
……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……………九
  - 居宅サービス事業者の指定……………三  
……………(同)……………三
  - 保安林の指定施業要件の変更予定(七件)……………三  
……………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三  
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
  - 土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数……………三  
……………(都市整備局市街地整備部管理課)……………三
  - 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………三  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三  
……………(同)……………三
  - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………三  
……………(同)……………三

### 正 誤

○ 平成二十七年三月三十一日付東京都人事委員会規則第十七号……………三  
……………(同)……………三

## 告 示

### ● 東京都告示第千二百四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年八月十七日

東京都知事 外 添 要 一

#### 一 対象区域の地名地番及び認定年月日

##### 対象区域の地名地番

認定年月日

文京区本郷七丁目一番一、同番五、同番六、同番八、同番九、同番十一の一部、同番十二から同番十四まで、二番一から同番三まで、同番五、三番十一、同番十二、四番、同番一、同番四、五番一、同番二、六番二、七番一、八番二、九番一、十番一、十一番一、十二番一、十三番一、十四番一、十五番一、十六番二、十七番一、同番二、十八番一、十九番二、二十番から二十二番まで、二十三番一、二十七番二、二十八番二、二十九番二、三十番一、三十一番一から同番三まで、三十二番一、同番三、同番四、五十六番、湯島四丁目二百一番先の二及び台東区池之端一丁目三十八番四

#### 二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁)

### 第二本庁舎三階中央)

### ● 東京都告示第千二百四十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、(仮称)八王子高尾商業施設計画について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月十七日

東京都知事 外 添 要 一

#### 一 事業段階関係地域の範囲

八王子市 東浅川町、長房町、甘里町、高尾町、初沢町、狭間町、柗田町、館町の区域

#### 二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

大和ハウス工業株式会社  
代表取締役社長 大野 直竹  
大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号

#### 三 対象事業の名称及び種類

(仮称)八王子高尾商業施設計画  
自動車駐車場の設置

#### 四 対象事業の内容の概略

対象事業は、八王子市東浅川町に位置する敷地において、商業施設の建設及びそれに伴う約一千九百台の自動車駐車場を設置するものである。

#### 五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生

態系、日影、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十七年八月十七日から同年九月十五日まで。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 八王子市環境部環境政策課

八王子市元本郷町三丁目二十四番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

平成二十七年九月三十日

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結果は、表1(1)～(6)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
① 工事の施行中	<p>&lt;建設工事の稼働に伴う大気質&gt;</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.03357ppmであり、評価の指標(0.06ppm)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は28.6%である。浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.04576mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は6.3%である。工事の実施にあたっては、施工計画を十分に検討し、建設機械の過度な集中を避けるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努め、アイドリフトストップ等を周知徹底する等の環境保全のための措置を徹底し、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>&lt;工事用車両の走行に伴う大気質&gt;</p> <p>二酸化窒素濃度の年平均値の年間98%値は0.028071～0.033057ppmで、評価の指標(0.06ppm)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.30～1.75%である。浮遊粒子状物質濃度の年平均値の年間2%除外値は0.046498～0.046708mg/m<sup>3</sup>で、評価の指標(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は0.01～0.03%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、適切な車両の運行管理により、工事用車両の集中化を避ける等、環境保全のための措置を徹底し、工事用車両の走行に伴う影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p>
② 工事の完了後	<p>&lt;駐車場利用車両の走行に伴う大気質&gt;</p> <p>二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.02642ppmであり、評価の指標(0.06ppm)を下回る。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は3.0%である。浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.04405mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は0.1%である。工事の完了後においては、搬入・搬出の物流車両の規制速度の遵守を徹底し、荷さばきスベース到着後は速やかにエンジンを停止し、排出ガスの低減を図る等、環境保全のための措置を徹底し、駐車場利用車両の走行に伴う大気質の影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p>

項目

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
② 工事の完了後	<p>&lt;関連車両の走行に伴う大気質&gt;</p> <p>二酸化窒素濃度の年平均値の年間98%値は0.028304～0.030229ppmで、評価の指標(0.06ppm)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は1.04～4.28%である。浮遊粒子状物質濃度の年平均値の年間2%除外値は0.046507～0.046580mg/m<sup>3</sup>で、評価の指標(0.10mg/m<sup>3</sup>)を下回る。関連車両の走行に伴う寄与率は0.03～0.08%である。</p> <p>工事の完了後においては、搬入・搬出の物流車両の規制速度の遵守を徹底すること、及び車の出入りに関しては、左折アイコン、左折アラートを徹底するとともに、交通誘導員による適切な車両・歩行者の誘導を行い、周辺道路の渋滞を生じさせないよう配慮する等、環境保全のための措置を徹底し、関連車両走行に伴う大気質の影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p>
① 工事の施行中	<p>&lt;建設工事の稼働に伴う建設作業騒音・振動&gt;</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L<sub>10</sub>)の最大値は69dBであり、評価の指標を下回る。建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L<sub>10</sub>)の最大値は61dBであり、評価の指標を下回る。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械の配置については、1ヶ所で集中稼働することのないよう計画することや作業時間及び作業手間は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分検討する等の措置を講じることにより、建設機械の稼働に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p>
騒音・振動	<p>&lt;工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動&gt;</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L<sub>10eq</sub>)は、61～72dBであり、地点1、地点2、地点5で評価の指標を上回るが、将来基礎交通量で評価の指標を上回っている。なお、地点1、地点2、地点5の本事業による増加レベルは0.0～0.3dBである。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効果的な運行管理に努める。工事用車両はアイドリフトストップ等のエコドライブを周知徹底する等の措置を講じることにより、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の低減に努める。</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L<sub>10</sub>)は、昼間33～51dB、夜間32～48dBであり、評価の指標を下回る。</p> <p>以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
② 工事の完了後  騒音・振動	<p>② 工事の完了後</p> <p>＜駐車場利用車両の走行に伴う騒音＞            駐車場利用車両の走行に伴う等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) は、平日は昼間 55～58dB、夜間 51～63dB、休日は昼間 53～56dB、夜間 48～61dB であり、暗騒音が評価の指標 (環境基準) を上回っている地点を除き評価の指標を下回る。            工事の完了後においては、必要に応じて交通誘導員の適切な配置により、円滑な交通流の確保に努め、車両の集中化を避ける、搬出入等物流車両及び来店者の車両に対して、駐車場における走行速度制限及びアイドリフトの周知徹底を図る等の措置を講じることにより、駐車場利用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。            以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>＜関連車両の走行に伴う騒音・振動＞            関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) は、平日は昼間 62～72dB、夜間 55～69dB、休日は昼間 61～72dB、夜間 50～68dB であり、地点 1、地点 2、地点 5 が評価の指標 (環境基準) を上回るが、これらの地点は将来基礎交通量で評価の指標を上回っている。            工事の完了後においては、交通誘導員の適切な配置により、円滑な交通流の確保に努め、車両の集中化を避ける、来店者の車両に対して、駐車場における走行速度制限及びアイドリフトの周知徹底を図る等の措置を講じることにより、関連車両の走行に伴う道路交通騒音の低減に努める。また、来客者に対してバス等の公共交通機関の利用を呼びかけることにより、交通量の低減に努める。            関連車両の走行に伴う道路交通振動レベル (<math>L_{d}</math>) は、平日は昼間 33～51dB、夜間 32～48dB、休日は昼間 32～47dB、夜間 32～44dB であり、評価の指標を下回る。            以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>＜設備の稼働に伴う騒音＞            設備の稼働に係る騒音は、等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) の平日は昼間 51～56dB、夜間 51～54dB、休日は昼間 50～56dB、夜間 48～54dB であり、暗騒音が評価の指標 (環境基準) を上回っている地点を除き評価の指標を下回る。また、騒音レベル最大値 (<math>L_{max}</math>) は各時間帯ともに、評価の指標 (規制基準) を下回る。            以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>＜駐車場利用車両の走行及び設備の稼働に伴う騒音＞            駐車場利用車両の走行及び設備の稼働に伴う騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) は、平日は昼間 55～58dB、夜間 51～54dB、休日は昼間 54～59dB、夜間 48～49dB であり、暗騒音が評価の指標 (環境基準) を上回っている地点以外は、評価の指標を下回る。            以上のことから、影響の程度は小さいと考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
水循環	<p>① 工事の施行中            現況地盤面を基準地盤面高さ (T.P.+164m) に造成 (切土、盛土)・整地を行い、その後、地盤改良工事を行う。            地盤改良工事は、埋土、黒ボク等で盛土した箇所において、支持層 (粘土混じり砂礫) の深さ約 1m まで行い、整地により、支持層 (粘土混じり砂礫) まで切土した地盤面については、地盤改良は行わない。            計画地内の地下水水位は、T.P.+155.7m の深さにある。地盤改良工事の深さは最大で T.P.+158.0m であり、地盤改良部が地下水水位に到達しないため、地下水の流動を妨げないものと予測する。            また、商業施設の設置に伴う掘削深度は、基準地盤面から約 1m (T.P.+163m 程度) であり、大規模な地形の改変は行わず、地下水位の低下も生じないと予測する。            以上のことから、評価の指標「地下水位等の流況に著しい影響を及ぼさないこと」に適合するものと考え、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>② 工事の完了後            本事業は、工場跡地に商業施設の建設を行うものであり、現況は荒地 (雑地、草地) となっており、地下水涵養能力の低い土地となっている。            本事業では、敷地境界の外周部等を中心に、計画地面積の約 15.7% にあたる約 9,975㎡ の緑地 (地上緑地) を新たに整備するとともに、計画地内に雨水浸透貯留施設を設置し、雨水の地下涵養能力の向上に努める。本事業における地下水涵養能力の変化は、現況と比較して 644.2㎡/hr 増加すると予測する。            また、時間降雨量 60mm まで流出が抑制 (浸透及び貯留) による流出抑制) される計画である。            以上のことから、評価の指標「八王子市水循環計画」における「雨水浸透の推進」の行動方針等に適合するものと考え、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>① 工事の施行中            計画地は以前工場があり、現在一時的に更地になっている。建設工事に伴い現況の草地等がすべて整地される。これにより現在、計画地を猛禽類が採食地として利用しているが、工事中は採食地としては利用されないと考えられる。しかしながら、計画地周辺には都立高尾陣馬自然公園等があり、工事開始後は他の採食地を利用すると考えられる。これは、以前に工場があった時点と同様の生息環境であると考えられる。よって、その生息については工事の影響は少ないものと考え、また、できる限り低騒音型の建設機械を使用し、猛禽類が生息する周辺地域への工事騒音・振動の影響を低減する。            したがって、猛禽類の生息については、建設工事に伴う影響は小さいものと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標「東京における自然の保護と回復に関する条例」に示される事業者の責務及び「八王子市みどりの基本計画」に示される行動方針」に適合するものと考え、影響の程度は小さいと考えられる。</p>
生物・生態系	<p>② 工事の完了後            工事の完了後においては、敷地境界付近に植栽を施し、まとまった緑地を確保する計画である。植栽樹種には周辺地域の現存種生を考慮した種を選定し、高木、中木、低木を取り混ぜて植栽を施す。            これにより、食物連鎖の高次消費者となる小鳥が生息する環境が創出されたと考えられる。なお、計画地内は猛禽類 (食物連鎖の頂点捕食者) の採食地としての利用はないが、計画地周辺の都立高尾陣馬自然公園等の採食地を利用すると考えられる。したがって、猛禽類の生息環境において、施設の供用に伴う影響は小さいものと予測する。            以上のことから、評価の指標「東京における自然の保護と回復に関する条例」に示される事業者の責務及び「八王子市みどりの基本計画」に示される行動方針」に適合するものと考え、影響の程度は小さいと考えられる。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
日影	<p>①<b>工事の完了後</b> 計画建築物による2.5時間及び4時間以上の日影は北西～北東側の範囲内に生じることが、いずれも規制対象範囲の内側である。 したがって、計画建築物による日影は、「建築基準法」(昭和25年5月、法律第201号)及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月、東京都条例第63号)に基づき、準工業地域における日影規制を満たすものと予測する。 なお、計画地周辺における日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等として、東浅川小学校が立地しており、東浅川小学校側の敷地境界で冬至日の朝方(午前8時から午前9時10分頃)に約1時間10分の日影が生じると予測されたが、本事業においては計画建築物の高さを約15.3m(3階高さ)とすること、また、計画建築物を北西側敷地境界から約10m程度後退させて配置する等の措置を講じることにより、影響を低減している。 以上のことから、評価の指標「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月、東京都条例第63号)に定める日影規制」に適合するものと考え、影響の程度は小さいと考えられる。</p> <p>①<b>工事の完了後</b> <b>(7)計画建築物の設置に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</b> 計画地は西側は高尾山を代表とする山地、北側は武蔵原墓地、南側は台地となっており、高尾山等の山地から平野に開けた地域に位置している。西側や北側は高尾山等の山地や武蔵原墓地の緑が多い地域で、自然豊かな景観となっているが、計画地が位置する平野部については住宅や工場等も点在しており、人工的な景観となっている。また、平野部の道路沿道には街路樹が多く存在し、緑が連続した空間が創出されている。 本事業では、計画地内、歩行者空間及び道路沿いに緑を配置することにより、街路樹との連続性のある緑地空間を設け、オープンスペースの確保を図ることから、人が集う緑豊かで賑わいのある新しい都市景観が創出されるものと考えられる。計画地は高尾駅に近く、緑豊かな空間や人が集う空間を創出することで、高尾山への玄関口にあふわしい地域景観となると考えられる。 なお、計画建築物の形態・デザイン・色彩の選定に際しては、景観行政団体である八王子市と協議を行う。色彩については、八王子市景観計画に適合した色彩を採用し、周辺との調和を図る計画とする。 以上のことから、評価の指標「賑わいと豊かさが感じられる景観づくり」を満足すると考える。</p> <p>(4) <b>計画建築物の設置に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</b> 計画地内の道路沿いには、新たに緑を配置し、緑豊かな空間を設けること、また、道路沿いを駐車場として計画建築物まで空間を創出することで、オープンスペースを確保し、賑わいのある開放感がある空間が出現する。 オープンスペースの背後に周辺と調和した色彩を基調とした計画建築物が出現することで、人が集う新たな賑わいのある都市的景観が創出される。 以上のことから、評価の指標「賑わいと豊かさが感じられる景観づくり」及び「周辺の緑と調和した景観づくり」を満足すると考える。</p> <p>(6) <b>計画建築物の存在による圧迫感の変化の程度</b> 配置計画では、計画地周辺に緑化を施すことにより、歩行者の視点から計画建築物の圧迫感を軽減し、周辺市街地に溶け込む街並み景観の形成を図る。 また、西側の東浅川小学校との敷地境界付近には緑を配置し、春季には春の潤いを感じる景観を創出することにより商業施設の圧迫感を低減することから、圧迫感への影響は軽減されている。 以上のことから、評価の指標「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
自然との触れ合い活動の場	<p>①<b>工事の施行中</b> 工事の施行中においては、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路を改変する行為はない。 また工事の施行中において、自然との触れ合い活動の場までの利用経路と工事用車両の走行経路が重複する区間があるが、これら街路は歩道と車道が分離された形状で、歩行者の横断については、歩道橋や横断歩道が整備されており、利用経路に影響を及ぼすことはないとして予測する。 以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路機能に著しい影響を与えないこと」を満足すると考える。</p> <p>②<b>工事の完了後</b> 工事の完了後において、自然との触れ合い活動の場までの利用経路と関連車両の走行経路が重複する区間があるが、これら街路は歩道と車道が分離された形状で、歩行者の横断についても、歩道橋や横断歩道が整備されており、利用経路に影響を及ぼすことはないとして予測する。 以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路機能に著しい影響を与えないこと」を満足すると考える。</p>
廃棄物	<p>①<b>工事の施行中</b> 建設工事に伴う建設副産物の発生量は、1,200.0tであり、再資源化・再利用率は1,145.4t、処分量は54.6t、再資源化・再利用率は95%である。 廃棄物の処分方法は、可能な限り再資源化・再利用することを基本とし、再資源化・再利用が困難なものは産業廃棄物の運搬・処分業の許可を受けた業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処分する。 建設工事に伴う建設発生土の発生量は、14,177m<sup>3</sup>である。発生した建設発生土は、緑地や平面駐車場等の敷き均しに利用し、計画地内で発生土、利用量等の収支のバランスを取り、原則として、搬出入は行わない予定である。 建設工事に伴う建設汚泥は発生しない予定である。 以上のことから、評価の指標とした「関係法令等に示される方針、事業者の責務等」を満足するものと考えられる。</p> <p>②<b>工事の完了後</b> 施設の供用に伴う廃棄物の排出量は909.3t/年、再資源化量は454.1t/年(再資源化率49.9%)である。 廃棄物の処理方法は、可能な限り再資源化することを基本とし、再資源化率の向上に努める。再資源化が困難なものは、産業廃棄物の運搬・処分業の許可を受けた業者に委託し、適正に処分する。 以上のことから、評価の指標とした「関係法令等に示される方針、事業者の責務等」を満足するものと考えられる。</p>
温室効果ガス	<p>①<b>工事の完了後</b> 工事の完了後の計画建築物の供用に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)排出量は、7,256t-CO<sub>2</sub>/年と予測され、同規模の基準建築物における平均的な温室効果ガス(二酸化炭素)排出量(8,936t-CO<sub>2</sub>/年)に比べ、1,680t-CO<sub>2</sub>/年の削減(削減率18.8%)が見込まれると予測した。 さらに、空冷式ヒートポンプエアコンの導入、本施設の北側のランジョン及び戸建住宅と連携したC(City)EMSの導入、再生可能エネルギーの導入などについて積極的に検討し、より一層の温室効果ガスの削減に努める。 以上のことから、評価の指標とした「関係法令等に示される方針、事業者の責務等」を満足するものと考えられる。</p>

●東京都告示第千二百四十八号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)東京港臨港道路中防内五号線、中防外五号線及び中防外三号線道路建設計画について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月十七日

東京都知事 舛添 要一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 舛添 要一

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)東京港臨港道路中防内五号線、中防外五号線及び中防外三号線道路建設計画

道路の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、中央防波堤内側埋立地を起点とし、中央防波堤外側埋立地を終点とする延長約一・六キロメートルの区間において、四車線の臨港道路を新設するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が二件、事業段階関係区長からの意見が三件あり、意見の内容は、大気汚染、

騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、生物・生態系、景観、廃棄物及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年八月十七日から同年九月七日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記(原文のまま記載)

環境影響評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

本事業に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)に対する都民からの意見書が2件、事業段階関係区長である港区長、江東区長及び大田区長からの意見が提出された。意見等の件数の内訳は、表1-1のとおりである。

表1-1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	2
事業段階関係区長からの意見	3
合計	5

1.1 環境影響評価書案について提出された都民の主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解

提出された都民の主な意見の概要及び事業者の見解は、表1-2に示すとおりである。

表1-2 都民の主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解

項目	都民の意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>昨年9月の東京港第8次改訂港湾計画を審議した東京港湾審議会では、外貨コンテナ取扱貨物量の増加見込み量は、コンテナ埠頭の拡充、道路の拡充整備のための、実態を見ない過大な見積もりであるとして、批判的意見が出されていました。</p> <p>東京港の2014年の外貨コンテナ取扱個数は439万TEU(20フイートコンテナ換算個数)で、前年比3万6千TEUほど増加しています。しかも、増えたコンテナのすべてが空コンテナです。実入りコンテナは実に2千TEU以上減っており、その一方で、空コンテナが約3万9千TEUも増えているのが現状です。</p> <p>この事実を、外貨貨物自体が頭打ちだということを表しています。輸入が輸出の2倍以上という東京港の片荷貿易構造のもと、実入りコンテナに伴って空のコンテナを「輸出」しなければならぬが、実入りコンテナの頭打ちに伴い、いずれ空コンテナも頭打ちになります。</p> <p>京浜3港連携・経営統合でコンテナ貨物が増えるかのような幻想をふりまき、現実離れした高い目標貨物量を設定したと見ざるを得ないものです。こうした目標設定は、ムダな公共事業を作り出す弊害手段と言っても過言ではないと考えます。</p> <p>こうした実態を見るならば、本事業の前提そのものが成り立たないと考えられます。「(仮称)東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画」の再検討を強く求めるものです。</p>	<p>東京港の外貨コンテナ貨物量は平成15年には307万TEU、20年には373万TEU、25年には435万TEUと増加しています。</p> <p>東京港は世界各国の外航コンテナ船が就航する国際貿易港であり、首都圏4,000万人の消費生活と産業活動に極めて重要な役割を果たしています。</p> <p>こうした中、東京港におけるコンテナ埠頭の施設能力は、ほぼ限界に達しており、東京港の国際競争力を強化するため、コンテナ船の大型化や貨物需要に対応した新たな埠頭を整備するとともに、既存のコンテナ埠頭の施設再編や本事業の実施により、東京港の物流の効率化が図られるものと考えられています。</p>
大気汚染	<p>大気拡散式で、年間の平均濃度を算出するのに、ブルーム・パフモデルを使用しているが、これらのモデルは、表面の熱的條件、地面粗度、風向、風速が一様という強い仮定のもとに導かれた拡散式である。今回のように、海に面していて、風が海上から陸地へ向かって吹く場合には、海上を吹いて来た風は、乱れが小さいが、陸地に入ると、地面の凹凸度と熱的條件が変わるため、気流の乱れが大きくなる。その結果、著しい高濃度汚染が発生することがある。海上を流れる汚染物質の拡散幅の推定には、パスケル・ギンフォード線図は役に立たない。このような地形のところでの大気汚染の予測式は、一般的なブルーム・パフモデルは不適当である。</p> <p>アメリカーカ合衆国内務省が開発したOODモデル(Offshore and Coastal Dispersion Model)が適当と考えられる。</p> <p>この意見はこれまで、何回も出しているが、一向に顧みられないのは残念である。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(平成25年、国土交通省国土技術政策総合研究所(独)土木研究所)によると、ブルーム・パフモデルは、他の手法に比べて調査・研究の知見が豊富であり、検証が十分なされている旨が記載されていること、及び環境影響評価で多くの実績があることから、用いることとしました。</p> <p>なお、ご提案のOODモデルは、米国で開発された海上の煙源による大気質濃度正規ブルーム予測モデルであり、環境省の環境影響評価技術検討会によると、米国とは気象条件、地形条件が異なるため、日本での利用は慎重に検討する必要がありますとされています。</p> <p>大気汚染の予測においては、発生源が高層の煙突の場合は、特殊な気象条件による高濃度時の予測を行うことがありますが、本事業の予測では、発生源は地上付近にあるため、特殊な予測モデルを用いる必要はないと考えられます。</p>

1.2 環境影響評価書案について提出された事業段階関係区長の主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解  
 評価書案に対する事業段階関係区長からの主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

(1) 港区長からの主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解  
 港区長からの意見は、なかつた。

(2) 江東区長からの主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解  
 江東区長からの主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解は、表2-1に示すとおりである。

表2-1 (1) 江東区長からの主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解

項目	江東区長の意見の概要	事業者の見解
大気汚染	区の調査結果では、騒音源はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されている。工事施行中の建設機械の稼働や工事用車両の走行、また、工事完了後の自動車の走行に伴う排出ガスについて環境負荷の低減を図り、環境基準を達成するよう努めること。	工事施行中における環境保全措置として、排出ガス対策型建設機械の使用、建設機械等の日常点検や定期点検の実施、工事用車両等の種々な集中の回避、最新の排出ガス規制適合車の使用、工事用車両の荷台を防護シートでの被覆、工事用車両の洗浄、工事用車両の駐車及び長時間の停車に対するアイドリングストップの厳守を実施します。 また、工事完了後においても、安全な道路交通環境の確保、交通混雑解消に向けた取組の推進及び利用車両のアイドリングストップの周知・啓発に努めます。 以上の措置により、環境負荷の低減を図り、環境基準を達成するよう努めます。
騒音・振動	工事施行中及び工事完了後とも騒音レベルが環境基準を上回る地点が予想されている。工事用車両の省燃費運転や無駄なアイドリングの禁止、工事施行後の利用車両の制限速度の遵守や特定時間帯の交通集中回避といった交通量の調整等により、環境基準を達成するよう努めること。	工事施行中においては、工事の平準化を図り工事用車両の極端な集中の回避、工事用車両のアイドリングストップの厳守、及び作業手順・工程を十分に検討することで、周辺環境への騒音振動の影響の低減に努めます。 また、工事完了後においては、周辺道路における放置車両対策や適切な車両動線の検討により、安全な道路交通環境の確保や交通混雑解消に向けた取組を推進するとともに、アイドリングストップの周知・啓発に努めます。 以上の措置等により、環境基準を達成するよう努めます。

表2-1 (2) 江東区長からの意見の概要及びそれらについての事業者の見解

項目	江東区長の意見の概要	事業者の見解
水質汚濁	工事施行中の海上における建設機械の稼働による周辺海域への水質汚濁対策を最大限に講じること。また、浚渫工事に当たっては、汚濁防止律及び汚濁防止法に準拠して使用し、濁りの拡散防止に努めること。	床船や浚渫時の濁りの拡散防止のため、汚濁防止律又は汚濁防止法を使用するなど適切な環境保全措置を講じます。
土壌汚染	工事施行に伴い発生する建設発生土や建設汚泥による土壌汚染が生活環境に影響を及ぼすことのないよう、工事施行中の計画地や運搬土壌からの飛散防止対策を実施することにより、周辺環境の保全に努めること。	土壌汚染については、「市民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及び「土壌汚染対策法」に基づく土地の形質の変更に係る届出等、必要に応じて適切な措置を実施するとともに、運搬土壌からの飛散防止のため、防護シートで工事用車両の荷台を被覆し、車体やタイヤの洗浄を実施する等、周辺環境の保全に努めます。
生物・生態系	工事施行中・完了後ともに、鳥類は移動能力があることから計画道路及び周辺に生息する鳥類相の変化は必ずあると想定される。しかし、現在注目される種も確認されており、貴重な生態系を保全するために、可能な限り鳥類が他に移動することの防止に努めること。	鳥類への影響を最小限にとどめるために、工事施行中においては、無償なアイドリングストップの徹底、工事施行箇所及び工事量の集中回避、低騒音型建設機械等の積極的な採用等の措置を講じます。 また、工事完了後においては、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく計画道路周辺の緑化を推進することとします。 以上の措置により、可能な限り鳥類が他に移動することの防止に努めます。
廃棄物	工事時には様々な種類の廃棄物が発生する。分別と再資源化に努め、発生量を抑制することであるが、それらが施設に持ち込まれるまででなく、それらが適切に再利用、再使用されるまでを適当に監視することに努めること。また、しゅん浆工事の発生土については、受け入れ先の基準を満たすことに努めること。	工事中に発生する建設廃棄物については分別の徹底、保管、排出、再利用の促進を図ります。再利用できないものは、運搬・処分許可を得た業者に処理・処分、再資源化を委託して行います。さらに、処理業者に処理・処分・再資源化の実施状況についての報告を求めるなど再利用又は再使用が適切に行われているかを監視することに努めます。 また、浚渫工事の発生土については、新築面処分場埋立地の基準を遵守し、埋立用材として使用することとします。
景観	本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画、「東京都景観計画・東京港＜中央防波堤地区＞景観ガイドライン」のほか、「江東区景観計画」を踏まえたものとする。	「東京都景観計画」(東京都、平成23年)、「東京港＜中央防波堤地区＞景観ガイドライン」(東京都港湾局、平成25年)及び「江東区景観計画」(江東区、平成25年)等を踏まえ、形態・意匠は突出したものを避け、騒音源の景観や周辺環境との調和を図ることとします。



表2-1 (3) 江東区長からの意見の概要及びこれらについての事業者の見解

項目	江東区長の意見の概要	事業者の見解
その他	現在は産業道路の位置づけであるが、将来的には公共交通の役割を担う道路であり、そのような利用方法を考慮し、長期的な視点に立ったうえで整備を進めること。 また、工事に伴う環境負荷低減に努め、道路開通に伴う経済波及効果や事業採算性を確保するため、工程管理を適切に行い、遅滞なく工事を完了するよう努めること。	本事業は、施設整備計画等を長期的な視点で定める港湾計画に位置付けられています。交通の円滑化を図るため、工程管理を適切に行い、遅滞なく工事を完了するよう努めます。

(3) 大田区長からの意見の概要及びそれらについての事業者の見解  
 大田区長からの意見の概要及びそれらについての事業者の見解は、表2-2に示すとおりである。

表2-2 大田区長からの主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解

項目	大田区長の意見の概要	事業者の見解
大気汚染 騒音・振動 共通	大田区臨海部への流入交通量は、東京ゲートブリッジの開通や区臨海部に集積している物流倉庫の建替えによる機能強化や施設の新設等に伴い、今後一層の大型車両の増大が懸念されている。このような中、区臨海部における主要幹線道路の慢性的な交通渋滞に伴う周辺環境への負荷の増大は、区の深刻かつ緊急な重要課題である。 このことから、事業の実施にあたっては十分な環境保全措置を実施するとともに、適切な箇所での事後調査において、事業の実施に伴う大田区内の環境への影響を調査し、必要に応じてさらなる環境保全措置を講ずること。	事業の実施にあたっては、大気汚染及び騒音・振動への環境影響を小さくするため、事後調査を実施します。 今後、事後調査計画書を作成し、事後調査結果を踏まえ、必要に応じてさらなる環境保全措置を検討します。 また、工事後においては、交通混雑解消に向けた取組として、周辺道路における放置車両対策等の検討を行います。

●東京都告示第千二百四十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百三十一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

サービスの種類 訪問介護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
リーフル・ヘルパーセンター	中央区京橋2-8-5 読売京橋ビル6階	平成26年9月30日
ドリームメット	港区元麻布2-5-33	平成26年10月2日
ヒマワリ・ケア新宿ステーション	新宿区北新宿3-18-13	平成26年9月11日
四谷介護事業所	新宿区若葉一丁目12番地	平成26年10月31日
アイル・ヘルパーステーション蔵前	台東区三筋1-3-17	平成26年10月31日
けあビジョン両国	墨田区石原2-25-5 めぞん両国101	平成26年10月31日
アース介護センター	江東区東陽五丁目32番14号 松本ビル2階	平成26年10月31日
いずみサポート	品川区大崎5-8-4-201	平成26年10月31日
リーフ介護サービス品川	品川区南大井3-29-1 千代ビル1階	平成27年2月15日
アイル・ヘルパーステーション皇月	品川区大井7-13-8	平成26年10月31日
築枝ケアサービス	目黒区目黒本町2-20-4 秀和清水池レジデンス202号	平成26年12月31日
訪問介護事業所 せせらぎ	大田区久が原3-31-15 アカイシビル1階	平成26年11月30日
けあビジョン蒲田	大田区池上6-44-2 ハイムF・Y102	平成26年10月31日
ハート介護株式会社	世田谷区奥沢4-27-16 二葉ビル401	平成26年12月31日
アイカワ ヘルパーステーション 東京サービスセンター	豊島区西池袋4-36-19	平成26年12月1日
ななふく介護	豊島区池袋本町2-13-14 泉川ビル1階	平成26年10月31日
ホットステーションSUN 荒川	荒川区荒川4-8-11	平成26年10月31日
あすなろ訪問介護ステーション	板橋区板橋3-26-7 メゾン・ド・エトワール103	平成26年10月31日
ハッピーケア	板橋区本町40-10 本町津野田ビル101	平成26年11月30日
太平ヘルスケア 練馬営業所	練馬区高野台2-8-5 TEC 高野台ビル2階	平成26年11月1日
ウエル江戸川ヘルパーステーション	江戸川区平井7-13-32	平成26年12月31日
サポート・トータル・ケア	江戸川区西小岩4-1-20 千成ビル2階	平成26年9月30日
木下の介護 西葛西	江戸川区西葛西5-5-8	平成26年11月16日
青梅ケアオフィス	青梅市友田町2-765 リバーメール舟場105	平成26年12月15日
特定非営利活動法人トータルケアサービスエオラ八王子	八王子市横川町29-3	平成26年11月1日
エターナルケア立川ステーション	立川市富士見町7-26-15 メゾンミルズ101	平成26年11月30日

株式会社ケアなごみ	調布市布田1-12-6-201	平成26年11月1日
エターナルケア唐木田ステーション	多摩市唐木田1-17-5 横倉ハイツ201	平成27年1月31日
サポート・ステーション ナナ	多摩市落合1-1-26 ハイム金子101	平成26年8月31日

サービスの種類 訪問入浴介護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
ケアウイステ訪問入浴介護センター	葛飾区お花茶屋1-11-12 城東ビレッジ101	平成26年12月10日

サービスの種類 訪問看護

事業所名	事業所住所	廃止年月日
ブリッジ訪問看護リハビリステーション文京小石川	文京区白山3-1-3	平成26年10月17日
ぜん訪問看護ステーション立会川	品川区南大井1-9-4 ヴィラ並木1階	平成26年10月1日
訪問看護 春風ステーション	大田区池上3-32-17 ツインウッドスクウェア A館3階	平成26年12月31日
ナーシングステーション わがや	練馬区北町2-31-22	平成26年11月10日
訪問看護ステーションたいよう	立川市曙町2-5-17 イノタケビル801	平成26年9月30日
医療法人財団健康文化会高島平診療所訪問看護ステーション	板橋区高島平8-1-1	平成26年10月1日

サービスの種類 訪問リハビリテーション

事業所名	事業所住所	廃止年月日
介護老人保健施設 フォレスト西早稲田	新宿区西早稲田3-27-22	平成26年11月30日

サービスの種類 居宅療養管理指導

事業所名	事業所住所	廃止年月日
ナーシングステーション わがや	練馬区北町2-31-22	平成26年11月10日
スィンク訪問看護ステーション	府中市府中町2-6-13 フィレスビル3階	平成26年12月1日
ウイズユー訪問看護ステーション	調布市下石原3-34-1 マンション平田201	平成26年11月20日
高砂訪問看護ステーション	葛飾区高砂3-26-10	平成26年6月30日
社会医療法人社団順江会 江東病院 訪問看護ステーション たんぽぽ	江東区大島6-8-24	平成26年11月30日